

広 域 利 用 実 施 協 定 書

北見市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、児童福祉法第56条の6第1項の規定に基づき、広域利用をする1号認定子ども（以下「広域利用児童」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、協定を締結する甲乙間において、広域利用児童の教育・保育施設等の利用に関し、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域利用の実施）

第2条 広域利用児童の支給認定は、甲が行うものとし、乙は、広域利用児童の保護者からの直接の利用申込みにより、広域利用の受付を行うものとする。

2 乙は、受付をした広域利用を承諾又は不承諾する場合は、それを保護者及び甲に対し、通知又は報告するものとする。

3 甲は、前項の通知又は報告を受けた場合は、広域利用児童の保護者及び乙に対し、保育料の額を通知しなければならない。

4 乙は、甲の請求に基づき、広域利用児童が利用する教育・保育施設等の利用定員、国の定める公定価格の算出に必要な書類を提出しなければならない。

（広域利用の解除）

第3条 広域利用の解除の受付は、甲又は乙が行うものとする。

2 甲が、前項の受付をした場合は、速やかに乙に報告しなければならない。

3 乙が、前項の受付をした場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 甲は、前項の報告を受けた場合は、広域利用解除通知書により、広域利用の解除、及び本協定を解約するものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 この協定の期間満了前に甲乙いずれかが協定の解約をしない場合は、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間有効とし、以後もまた同様とする。

(保育料の徴収)

第 5 条 広域利用児童に係る保育料は、第 2 条第 3 項の規定により、甲が通知した保育料の額を、乙が、広域利用児童の保護者より直接徴収するものとする。

(運営費)

第 6 条 広域利用児童に係る運営費は、甲が、国の定める公定価格により算出し、前条に規定する乙が直接徴収した保育料の額を差し引いた額を乙の請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(国及び都道府県への報告等)

第 7 条 広域利用児童に係る福祉行政報告例等の報告は、甲が行うものとする。

(その他)

第 8 条 この協定書に定めのない事項及び協定事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名捺印の上、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙